



一般社団法人ポリパンスマイル協会定款

第 6 条 社員は、当法人の目的を達成するため、社員として特に別に定める会費を納入しなければならない。

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人ポリパンスマイル協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、ポリパン（ポリ袋を用いたパン作り・お菓子作り・料理）の普及を通じ、健康で幸せな暮らしを提案することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 ポリパンの普及啓蒙活動
- 2 ポリパン講習会等の企画、運営及びそのコンサルタント業務
- 3 ポリパン加盟店の認定
- 4 当法人主催の講習会、講演会、イベントの開催
- 5 企業や自治体への研修
- 6 防災および被災地支援に関わる事業
- 7 食育に関する事業
- 8 エコロジーな暮らしに関わる事業
- 9 ポリパンジュニアマイスター、同マイスター、同プロフェッショナル等の資格認定および資格更新、資格保有者の支援に関する事業
- 10 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第 5 条 社員は、該当する場合を除き、代表理事が召集する。

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

3 欠決権の歴年数を有する社員が出席し、出席した当社員の議決権の過半数

保存用原本

(経費等の負担)

第 6 条 社員は、当法人の目的を達成するため、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第 7 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 8 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 9 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 第6条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 2 総社員が同意したとき。
- 3 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(開催)

第 10 条 定時社員総会は、毎年9月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 11 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第 12 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数

をもって行う。

(議決権)

第 13 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印を行う。

第 4 章 役員

(役員)

第 16 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以内
 - (2) 監事 1 名
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第 17 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(解任)

第 21 条 理事は、一般法人法第 49 条 1 項の社員総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、一般法人法第 49 条 2 項の社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 22 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第 25 条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第 7 章 解 散

(解散)

第 26 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散

する。

(残余財産の帰属)

第 27 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第 28 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 29 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 楢　　晶　子

設立時社員 品 田 和 義

(法令の準拠)

第 30 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上は、一般社団法人ポリパンスマイル協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年4月10日

設立時社員 樞 晶 子



設立時社員 品田和義





平成30年登簿第8号

この定款における 梶晶子 外1名の代理人 篠田裕子
は本職の面前において被代理人全員が各々その記名押印
を自認する旨を陳述した。

よってこれを認証する。

平成30年4月11日本職役場において

東京都杉並区天沼3丁目3番3号

東京法務局所属

公証人

内 丸 武 博



設立時理事及び設立時監事の選任並びに 主たる事務所所在場所の決定に関する決議書

平成30年4月12日、一般社団法人ポリパンスマイル協会創立事務所において、
設立時社員全員が出席し、その全員の一致の決議により、設立時理事及び設立時監
事並びに主たる事務所について次のとおり選任及び決定をした。

設立時理事 梶 晶子 品田 和義

設立時監事 中西 義徳

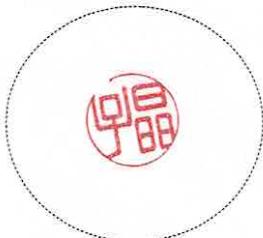
主たる事務所 東京都杉並区善福寺一丁目2番22号

上記決定事項を証するため、設立時社員の全員は、次のとおり記名押印する。

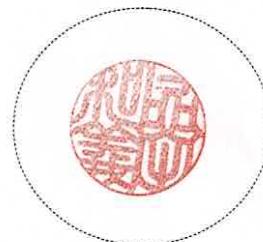
平成30年4月12日

一般社団法人ポリパンスマイル協会

設立時社員 梶 晶 子



設立時社員 品 田 和 義



設立時代表理事選定書

平成30年4月12日、一般社団法人ポリパンスマイル協会創立事務所において、設立時理事全員が出席し、その全員の一致の決議により、設立時代表理事を選定した。

なお、被選定者は、即時その就任を承諾した。



設立時代表理事 梶 昌 子

上記決定事項を証するため、設立時理事の全員は、次のとおり記名押印する。

平成30年4月12日

一般社団法人ポリパンスマイル協会

設立時理事 梶 昌子



設立時理事 梶 昌子



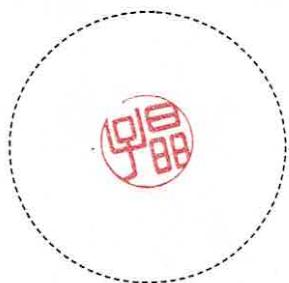
就 任 承 諾 書

私は、平成30年4月12日、貴法人の設立時理事に選任されたので、その就任を承諾いたします。

平成30年4月12日



(氏名) 梶 昌子



一般社団法人ポリパンスマイル協会 御中

臨時社員総会議事録

平成30年4月12日 午後2時00分、当会社の主たる事務所において、臨時社員総会を開催した。

総 社 員 数	2名
出席社員数（委任状による者を含む）	2名
総社員の議決権数	2個
出席社員の議決権数	2個

以上のとおり全社員の出席だったので、本総会は適法に成立し、定款の規定により代表理事梶晶子は議長席につき、開会する旨を宣した。

議案 理事の選任に関する件

議長は、理事の選任が必要となる旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席社員から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、議長は下記の者を指名し、この者につきその可否を議場に諮ったところ、全員一致をもって次のとおり可決確定した。

理事 住所

氏名 日野貴恵

理事 住所

氏名 浦木明子

理事 住所

氏名 島青志

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は閉会を宣し、午後2時30分散会した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長は次のとおり記名押印する。

平成30年4月12日

一般社団法人ポリパンスマイル協会協会 臨時社員総会

議事録作成者 代表理事 梶 晶子

